

令和6年度第5回杵築市農業委員会総会議事録

令和6年8月6日 火曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

2番	岩 崎 光 宏	6番	江 藤 由之助	11番	小 春 修
----	---------	----	---------	-----	-------

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	川 野 勝 彦	東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一
北杵築	渡 邊 幸 雄	豊洋	長 友 富 男	中	小 野 弘 文
上	阿 部 正 俊	山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 20 号	農地法第3条の申請について
議案第 21 号	非農地証明願いについて
議案第 22 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 23 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長	それでは、令和 6 年度第 5 回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9 時 43 分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、 委員、 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第 20 号から議案第 23 号までの 4 議案 18 件が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第 20 号」「農地法第 3 条の申請について」を議題といたします。1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書 1 ページをお開きください。 「議案第 20 号」「農地法第 3 条の申請について」農地法第 3 条第 1 項及び同施行令第 1 条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 ア. 所有権の移転 番号 1 番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 区、 、持分 2 分の 1、 歳、 、持分 2 分の 1、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1 番について、 農業委員より説明願います。
 委員	7 月 22 日、事務局職員 2 名、 推進委員、私と、司法書士さんと現地確認をしました。申請地は、 線を 方面に行き、 の横を裏手に行き、左側に があります。その前の坂道を上ると一軒家があり、その横にあります。譲受人は 人の男性と日本人の女性の夫婦です。そこにサツマイモを植えたいということです。特に気になる点はありません。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地近隣の空き家と併せて申請地を購入したい譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は新規就農者ではありますが、申請地付近の空き家を購入しており、すでに杵築市内に移住しています。申請地は遊休状態となっていますが、今後は草刈等の管理をしながら、サツマイモなどの野菜を耕作する予定です。 さんは 国籍ではありますが、配偶者の さんが日本国籍であること、すでに杵築市内に移住していることから、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。 許可条件についてですが、A4 の許可基準一覧をご覧ください。番号 1 番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。

	以上のことから、[]さん、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。譲受人の経営面積は田畑合わせて[]a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	申請地は、[]から[]方面へ、約300m下ると左手にあります。今回申請の[]の隣の[]は譲受人の[]さんの[]です。隣接しており[]は長年[]さんが耕作していました。今回、高齢のためお願いできないかと売買の話になり、申請となっています。 よろしくご審議お願いします。
議長	2番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]委員の説明したとおりです。以前は、[]と[]の間は中畔があり、2人で分けて耕作していましたが、中畔を取って一枚の田にして[]さんが耕作しているということです。 よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は以前から申請地で水稻栽培を行っており、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、[]、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。譲受人の経営面積は、田畑あわせて[]a。理由は、親族への贈与、親族からの受贈です。 以上です。
議長	3番について、[]農地委員より説明願います。

委員	この案件につきましては、令和6年5月第2回総会に提出されたときに筆申請が漏れていたということで、追加申請です。 申請地は、線の横ののすぐ左にさんの自宅がありますが、自宅から線を方面に20mほど行きますと左側にがあるのでそれを渡ってすぐ右側の土地になります。さんはさんのお父さんのいところになるということで、に在住しており管理ができないということで、さんに贈与という形で申請がありました。よろしくご審議をお願いします。
議長	3番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明したとおりです。追加申請ということで、よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、親族間で贈与の話がまとまったため申請となりました。本件については、令和6年5月第2回総会の議案第6号番号8番で3条申請を行った際に申請漏れとなっていたため、追加での3条申請となります。 譲受人は申請地の周辺に居住していることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は周辺の土地と併せて水稻栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書2ページをお開きください。 番号4番、申請人、譲渡人、歳、譲受人、区、歳。申請の土地、大字字、地番、地目、台帳、現況ともに、地積㎡、合計筆の㎡。譲受人の経営面積はありません。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	4番について、農業委員より説明願います。
委員	申請地は、より前を通り、の信号を左折し、の前の昔の住宅の入口になります。この案件は、一昨年申請が出ましたさんの分です。さんは同じ会社の会社員で、近隣の住宅を買って杵築市に移住しています。地元の行事にも出ています。草刈りもしています。問題がないようですので、慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住である譲渡人と、申請地近隣の空き家と併せて申請地を購入したい譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は新規就農者ではありますが、申請地付近の空き家を購入しており、すでに杵築市内に移住しています。耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はトマトやピーマンなどの野菜を耕作する予定です。

	許可条件についてですが、A4 の許可基準一覧をご覧ください。番号 4 番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■■さんの農地法第 3 条第 2 項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 5 番、申請人、譲渡人、■■■■■区、■■■■■、■■歳、譲受人、■■■■■区、■■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■a。理由は、子への贈与、親からの受贈です。 以上です。
議長	5 番について、■■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	7 月 18 日、事務局職員 2 名、■■■委員と現地確認をしました。申請地は、■■■■■線、■■■■■集落から■■■■■集落へ 800m ほどのところに■■■■■集落の■■■があり、その近くの■■筆になります。現在、■■■■■さんが農作業をしています。よろしくお願いします。
議長	5 番について、■■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	只今、■■■委員が説明したとおりです。■■■■■さんは以前から親と一緒に農業をやっています。何ら問題ないと思います。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は両親と同居しており、すでに経営を移譲されていることから、今回の農地取得にあたり耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4 の許可基準一覧をご覧ください。番号 5 番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■■さんの農地法第 3 条第 2 項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、6 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 6 番、申請人、譲渡人、■■■■■区、■■■■■、■■歳、譲受人、■■■■■、■■■■■、■■■■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■a。理由は、子への贈与、親からの受贈です。 以上です。
議長	6 番について、■■■■■農地委員より説明願います。

委員	委員の担当地区ですが、体調不良のため、私が代わりに現地確認に行きました。譲受人のさんはに住所がありますが、年間のうち 250 日くらいはで生活しています。申請地はを過ぎて右と左にあります。今は仕事をしていますが、ゆくゆくは水稻を作りたいということで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	6 番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、推進委員が説明したとおりです。近くの野菜の産直に出して販売したいそうです。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は市外在住ではありますが、定期的に実家に帰省して農業を行っていること、ゆくゆくは経営を委譲される予定であることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は水稻及び野菜を耕作するとのことです。 許可条件についてですが、A4 の許可基準一覧をご覧ください。番号 6 番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第 3 条第 2 項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第 20 号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 20 号」について、農地法第 3 条第 1 項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 20 号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に「議案第 21 号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 3 ページをお開きください。 「議案第 21 号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号 1 番、申請者、区、。申請の土地、大字 字、地番、地目、地積 m^2、合計 筆の m^2です。 申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成 11 年 4 月頃に、自身が所有するの駐車場として造成してしまったとのことです。 以上です。
議長	1 番について、農地委員より説明願います。

委員	7月19日、農業委員、事務局職員2名と現地確認をしました。申請地は区です。 との間の道をの方方に直進しつきあたったところの左側にあります。現在は、バラスが入って、の駐車場になっていますが、この機会に非農地として新たな活用を図りたいということです。よろしくご審議お願いします。
議長	1番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明したとおりです。よろしくご審議お願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を7月19日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、平成15年に父からの相続により申請地を取得しています。取得以前から申請地周辺でを経営しており、平成11年4月頃に、の用の駐車場が不足していたため、造成してしまったとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外農地であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に分筆を行い、一部を宅地として、その他は雑種地として今までどおり管理したいとのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、。申請の土地、大字字、地番、地目、地積㎡、合計筆の㎡です。 申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、祖父の代の大正7年頃に住宅を建築し長らく宅地として利用してきたが、前所有者である父が平成28年頃に宅地を取壊した際に、碎石を敷き込んで駐車場として造成してしまったとのことです。 以上です。
議長	2番について、農地委員より説明願います。
委員	7月16日、事務局職員2名、農業委員、私、さんの関係者の方の5名で現地確認をしました。申請地は、線を方面に行き、の前の信号を左折し、の交差点を左折し、150mくらい行ったところの右側にあります。バラスを敷いており、駐車場になっており、非農地証明の申請となりました。よろしくお願いします。
議長	2番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	委員が説明したとおりです。隣が宅地になっています。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。場所はの左側の斜め前です。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を7月16日に、農地委員、農業委員と確認しました。

	申請者は、令和 5 年に父からの相続により申請地を取得しています。 大正 7 年頃に前々所有者である祖父が住宅を建築し、平成 28 年頃に前所有者である父が住宅を取壊した際、申請地に碎石を敷き込んで駐車場として造成してしまったとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 5 に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に近隣の土地と併せて売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 3 番、申請者、[] 区、[]。申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、[]、地積 [] m²、他 [] 筆、合計 [] 筆の [] m²です。 申請地の状況は公衆用道路で、転用又は耕作放棄された理由は、前所有者である夫が平成 11 年 2 月頃に公衆用道路として造成してしまったとのことです。 以上です。
議長	3 番について、[] 農地委員より説明願います。
[] 委員	7 月 16 日、事務局職員 2 名、[] 農業委員、私、[] さんの関係者の方の 5 名で現地確認をしました。申請地は、[] 交差点を [] 方面に行き [] を渡り、250m ほど行ったところの左側にあります。[] さんの旦那さんが平成 11 年頃に農地法を知らずに公衆用道路として地域のために無償提供して、現在まで公衆用道路として使用していました。手続きの中で農地になっていることに気づき、今回の申請となりました。慎重審議よろしく願います。
議長	3 番について、[] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[] 委員	只今、[] 委員が説明したとおりです。細長いので、以前アパート等を建てる時に申請漏れがあったのではないかと思います。狭いので、残して農地というよりも、周辺の方に利用してもらった方がいいということです。よろしく願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を 7 月 16 日に、[] 農地委員、[] 農業委員と確認しました。 申請者は、令和 5 年に夫からの相続により申請地を取得しています。 平成 11 年 2 月頃に、前所有者である夫が申請地を公衆用道路として造成し、地域の方々に無償で提供していたとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 5 に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地

	証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、現状のまま公衆用道路として管理するとのことです。 以上です。
議長	次に、4 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 4 番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■■㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、前所有者である父の代の平成 12 年頃まではみかんを作っていたが、高齢になり管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	4 番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	7 月 22 日、事務局職員 2 名、■■■■農業委員と、私で現地確認をしました。申請地は、■■■方面から■■■に上り、■■■■の裏を右折し、1km 上ったところにあります。雑木が生えて、奥の方が何も見えないような状況です。よろしくご審議お願いします。
議長	4 番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	7 月 22 日に現地確認をしました。見る限り雑木林で、開拓できる状態ではなく、非農地状態です。慎重審議よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を 7 月 22 日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、平成 30 年に父からの相続により申請地を取得しています。 平成 12 年頃までは父がみかんを作っていましたが、高齢になったこと、管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 4 に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の空き家と併せて売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、5 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 5 番、申請者、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■■㎡です。 申請地の状況は山林・宅地・雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成 16 年頃に■■■■の土取場として土を提供した際に、転用許可を得ることなく、■■■■、■■■■、■■■■を宅地及び進入路として造成してしまった。その他の申請地については野菜やヒノキの苗を作っていたが、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。

	以上です。
議長	5 番について、農地委員より説明願います。
委員	7 月 18 日、現地確認をしました。申請地は、の周り、と、自宅の周りです。山林としてしまった場所と、造成してしまった場所があります。耕作は無理と思います。よろしくお願いいたします。
議長	5 番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明したとおり、現状見た限りどうにもならない状態です。慎重審議よろしくをお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を 7 月 18 日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、祖父及び母からの相続並びにご近所さんとの土地の交換により申請地を取得しています。 平成 16 年頃に、の土取場として土を提供した際に、転用許可を得ることなく宅地及び進入路として造成してしまったとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 また、その他の申請地については、傾斜地で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 4、及び 2 の 5 に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の農地と併せて、息子名義に変更予定とのことです。 以上です。
議長	次に、6 番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号 6 番、申請者、。申請の土地、大字字、地番、地目、 、地積 m²、合計 筆の m²です。 申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、前所有者である父が平成 3 年 8 月頃に隣接する住宅の解体工事を行った際に、碎石を敷いて駐車場として造成してしまったとのことです。 以上です。
議長	6 番について、農地委員より説明願います。
委員	7 月 23 日、農業委員、事務局職員 2 名、私と、申請者のさんの姪のさんと現地確認をしました。さんが生まれたときにはもうこういう状態で、農地であることを知らなかったそうです。慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	6 番について、農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	家を解体したときに碎石を敷いたということで、どうしようもないので、ご審議よろしく願います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を7月23日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、令和5年に父からの相続により申請地を取得しています。 平成3年8月頃、前所有者である父が申請地に隣接する住宅の解体工事を行った際に、申請地に碎石を敷き込んで駐車場として造成してしまったとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、現状のまま駐車場として管理する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号7番、申請者、。申請の土地、大字字、地番、地目、地積㎡、他筆、合計筆の㎡です。 申請地の状況は雑種地及び原野で、転用又は耕作放棄された理由は、については前所有者である父が昭和59年頃に側溝として造成してしまった。 については平成10年頃までは自家消費用の野菜を作っていたが、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	7番について、農地委員より説明願います。
委員	側溝として造成してしまったところは、家ととの塀の間です。の形跡がまったくありません。の方は、山の手前で、果樹を植えてありましたが、市外在住で管理が困難と思います。慎重審議よろしく願います。
議長	7番について、農業委員よりご意見があれば願います。
委員	ができるときに、残った土地ではないかと思います。所有者はをしており、に在住していますが、隣の家も昔はさんの家で、土地の境界があやふやになっていたところがでてきたのが現状だと思います。もう筆は、両親が亡くなってから荒れ放題で、近所の方が草刈りをしてあげていました。慎重審議よろしく願います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を7月23日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、平成26年に父からの相続により申請地を取得しています。 については、昭和59年頃に、前所有者の父が側溝として造成してしまったとのこと

	で、申請者からの始末書が提出されています。 ■■■■■については平成 10 年頃までは自家消費用の野菜を作っていましたが、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 4 及び第 2 の 5 に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の空き家と併せて譲渡予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第 21 号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 21 号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 21 号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第 22 号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 6 ページをお開きください。 「議案第 22 号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。 ア. 利用権の設定 番号 1 番、申請人、貸人、■■■■■、■■■■■、借人、■■■■■区、■■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■■、地目、■、地積■■■■■㎡、合計 ■ 筆の ■■■■㎡。設定期間は ■ 年新規で、借人の経営面積は新規のためありません。 今回、貸人と借人との間で隣接する空き家を含めた土地の賃借の話がまとまったため、相対での利用権設定を行うものです。借人は今年の 7 月からすでに杵築市内に移住しています。お試しで ■ 年耕作してみて特に問題がなければ、ゆくゆくは 3 条売買を予定しています。耕作作物はトマトやピーマンなどの自家消費用の野菜とのことです。 続きまして、番号 2 番、申請人、貸人、■■■■■、■■■■■、借人、■■■■■区、■■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■■、地目、■、地積■■■■■㎡、ほか ■ 筆、合計 ■ 筆の ■■■■㎡、設定期間は ■ 年再設定で、借人の経営面積は田畑あわせて ■■■■a です。 以前から利用権設定を結んでいた土地について、改めて貸人と借人との間で賃借の話がまとまったため、■年間の相対での利用権設定を行うものです。耕作作物は、水稻及びトマトやナスなど

	の自家消費用の野菜とのことです。 農地利用集積計画（案）の総数は、合計 ■ 筆の ■■■■㎡です。相対契約は今回この 2 件となります。 以上です。
議長	只今、「議案第 22 号」について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 22 号」については、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 22 号」については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第 23 号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の 1 番と 2 番についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 7 ページをお開きください。 「議案第 23 号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に係る農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。 ア. 利用権の設定（公社への貸付） 番号 1 番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、大分市、公益社団法人 大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明。申請の土地、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■■㎡。設定期間は■■■年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。 今回の大分県農業農村振興公社への貸し付けは、番号 1 番の合計■■■筆、■■■■㎡。貸し手農家数■■■戸、借り手農家数■■■戸。ア. 利用権の設定面積は、■■■■㎡です。 続きまして議案書 8 ページをお開きください。 イ. 利用権の設定（公社からの貸付） 番号 2 番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借受人、■■■■区、■■■■。対象農地は、■■■■、■■■筆、■■■■㎡です。土地の詳細についてですが、議案書 7 ページ番号 1 番の土地になります。 今回の大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、番号 2 番の合計■■■筆、■■■■㎡。貸し手農家数■■■戸、借り手農家数■■■戸、イ. 利用権の設定面積は、■■■■㎡です。 続きまして議案書 10 ページから 11 ページをお開きください。番号 2 番の詳細になります。借受人の■■■■さんは地元農家の方です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は■■■年新規、耕作作物は水稻となっております。詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、「議案第 23 号」の 1 番と 2 番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。

議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 23 号」の 1 番と 2 番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 23 号」の 1 番と 2 番については、「意見なし」として報告します。
議長	次に、別紙でお配りしました 3 番についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして冒頭で追加資料としてお配りしております、別紙をお開きください。議案書 9 ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請してよいか意見を求める。 ウ. 所有権の移転（公社への買入） 番号 3 番、申請人、譲渡人、 、 、譲受人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、他 筆、合計 筆の ㎡。こちらは農地売買等支援事業による公社買入となります。譲受人の経営面積は、公社のためありません。 今回の大分県農業農村振興公社への買入は、番号 番の合計 筆 ㎡。売り手農家数 戸、買い手農家数 戸、ウ. 所有権の移転面積は ㎡です。 以上です。
議長	只今、3 番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第 23 号」の 3 番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 23 号」の 3 番については、農用地利用集積等促進計画を定めることについて要請することに決します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。 以上をもちまして、令和 6 年度第 5 回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	（ 10 時 35 分： 終了 ）